

安全報告書

2024年度版

株式会社 ヘリサービス

はじめに

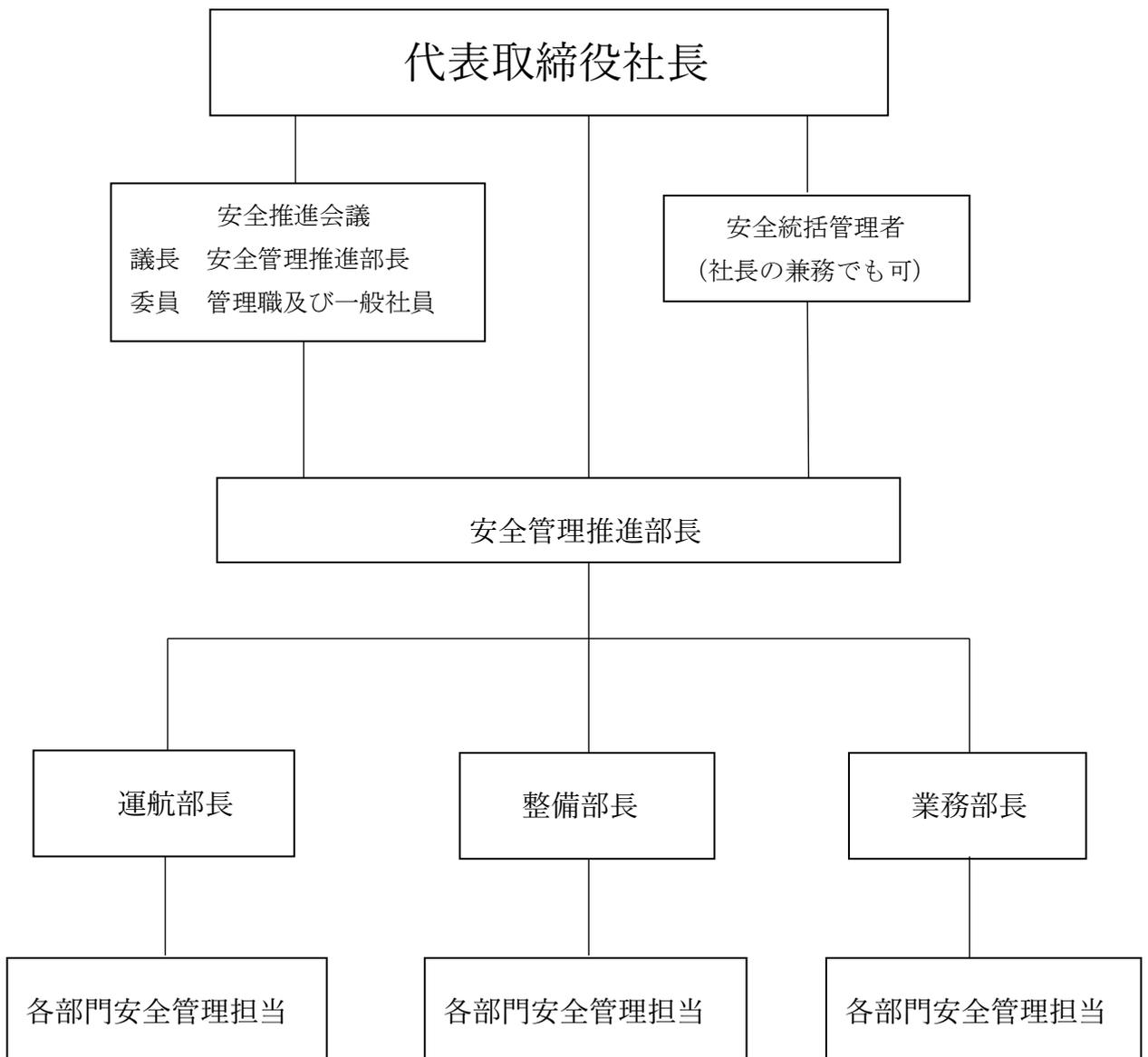
この安全報告書は、航空法第111条の6に基づいて作成したものです。

1 株式会社ヘリサービスの安全に対する基本方針

- (1) 安全意識を高める
- (2) チームワークによる安全管理態勢
- (3) 規則正しく

2 安全確保に関する組織及び人員

- (1) 安全管理体制の機能図 (2025年3月31日現在)



(2) 安全に関する組織と機能

ア 経営責任者による輸送の安全の確保に係る責務

- (ア) 安全に対するコミットメントを行う。
- (イ) 安全最優先の安全方針を明示する。
- (ウ) 安全管理統括管理者を指名する。
- (エ) 安全施策、安全投資に係る安全統括管理者の意見を尊重する。
- (オ) 安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行う。
- (カ) 安全推進に必要な経営資源の確保と配分を行う。

イ 安全統括管理者の権限及び責務

- (ア) 安全管理の取組の統括管理者である。
- (イ) 安全管理システムの継続的な改善を推進し、安全の確認を行う。
- (ウ) 安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定に直接関与する。
- (エ) 安全に関する重要事項について経営の最高責任者に報告する。
- (オ) 事故・インシデント等が起きた場合、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行うために、社内体制の設置の発動を行う。
- (カ) 関係部門の組織長への安全に関する助言、勧告、援助を行う。
- (キ) 安全運航に支障無いように、全社員に対してアルコールに対する教育や飲酒対策の統括管理を行う。

ウ 安全統括管理者の選任

- (ア) 社長が安全統括管理者を任命する。
- (イ) 適任者を選任できない場合は、社長が兼務できる。

エ 安全管理推進部長

- (ア) 安全統括管理者に安全管理システムの有効性と妥当性に関する事項、安全管理システムの改善の必要性について報告する。
- (イ) 安全に関する事項について、社外（監督官庁を含む）に関する業務を行う。
- (ウ) 事故・インシデント等の社内体制の設置が発動された場合、その業務を支援する。
- (エ) 組織内への安全情報の提供や安全教育などの啓蒙活動を行う。
- (オ) 経営の最高責任者及び安全統括管理者に対し、監査結果、是正措置の実施状況を報告する。
- (カ) リスクマネジメントに関する事項について、その業務を行う。

オ 安全推進会議

安全推進会議は、安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の他、経営の最高責任者、各部門の責任者及び現部門業務経験者等により構成され、現業部門の状況を適格に把握、部門間の十分な意思疎通を確保し、安全管理体制の継続的な改善を図る。

カ 安全監査

安全監査は、年1回行われる年末年始航空安全総点検に併せ、安全統括管理者の指名者が安全管理推進部長の計画する手順及び内容に従い実施する。又は航空局の安全監査結果を活用することができる。

(3) 航空機乗組員及び整備従事者の数 (2025年3月31日現在)

- ア 航空機乗組員： 11名
- イ 整備従事者： 17名

(4) 運航管理担当者の数 (2025年3月31日現在)

- ア 運航管理担当者： 8名
- イ 有資格整備士： 15名

3 安全管理の実施 (日常運航の支援体制)

(1) 航空機乗組員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練及び審査内容は国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領 (空航第58号)」「整備規程要領 (空機第73号)」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可要領 (空機第68号及び空機第69号)」に基づき実施しています。

(2) 運航の問題点の把握を共有、フィードバック体制並びに安全に関する社内の取り組み。

ア 報告制度

国が定める義務報告制度だけでなく会社独自の義務報告制度を定め、安全対策に活用しています。

イ 情報の収集、伝達及び共有

(ア) 事故等を防止する観点から、すべての社員は、業務実施中に経験した不安全と思われる発生事象について、速やかに報告する。

(イ) 会社は、その遂行する事業全般において発生する不安全に関する情報を収集する。

(ウ) 報告の義務はないが、不安全要素の排除に役立つ事例 (ヒヤリ・ハット等) を積極的に報告することを会社は奨励する。

ウ 安全教育

定期的実施する安全教育のほか、必要の都度、機会教育を実施しています。

4 保有機に関する情報

(1) 保有機及び機数 (2025年3月31日現在)

ア ベル式206B：7機

イ アエロスパシアル式AS350：1機

ウ ベル式505：2機

(2) 機数及び平均年間飛行時間 (2025年3月31日現在)

機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間
BELL206B	7	5	129時間
機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間
AS350B	1	6	91時間
機 種	機 数	座 席 数	平均年間飛行時間
BELL505	2	5	95時間

(3) 全体の平均機齢、機種別導入時期及び平均機齢 (2025年3月31日現在)

機 種	導入開始時期	平均機齢
BELL206B	1979~1990	42年
機 種	導入開始時期	平均機齢
AS350B	1989	37年
機 種	導入開始時期	平均機齢
BELL505	2019	7年

(4) 救急用具の装備状況

航空法施行規則第150条に基づき、搭乗者の安全を確保するため救命胴衣等の救急用具を装備しています。

5 航空法第111条の4の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況 (2025年3月31日現在)

(1) 事 故

なし

(2) 重大インシデント

なし

(3) その他安全上のトラブル

なし

6 輸送の安全を確保するために講じた処置及び講じようとする措置 (2025年3月31日現在)

(1) 5項の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止ため講じた処置又は講じようとする処置

5項の事態は発生しておりません。

(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意、その他の文書による行政処分又は行政指導、国から受けた事業改善命令等に該当する事項はありません。

(3) 情報の伝達及び共有

安全情報は安全管理推進部長が主管として各部門に伝達し全社員に共有する。

(4) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備え

ア 緊急事態発生時には、国に認可された運航規程に基づき、機長は発生した緊急事態の内容により、自社運航管理及び管制機関等へ無線、電話等により、その事態を報告することとする。

イ 運航管理は、国に認可された運航規程に基づき、自社機の運航状況を監視し、緊急事態が発生したことの通報を受けた場合または覚知した場合、当該機との通信連絡に努めるとともに、関係公的機関等へ連絡し、援助を求めることとしている。

(5) 内部監査の実施及びその管理状況の確認

年1回、定期的を実施し、是正事項等があれば安全統括管理者が改善状況を確認し、必要な場合は改善処置を実施します。

(6) 安全に係る文書の整備及び管理

ア 文書整備は最新の法令に基づき遅滞なく実施します。

イ 文書管理は安全管理推進部で保存期間を定め管理しています。

(7) 事業の実施及びその管理の改善

事業実施にあたり安全教育により危険予知と対策を講じ実施後の問題点等は速やかに是正。以後は安全推進会議で定期的に評価し新たな改善策が必要か検討します。

(8) 上記(1)から(7)以外に安全性向上のために講じた処置又は講じようとする処置

該当ありません。

(9) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組の実施状況

2024年度に設定した「安全指標」に対する「安全目標値」を達成できました。また「無事故継続のための安全策の抽出」により有効な安全策を社内で共有し安全運航を継続中です。

【2024年度の安全指標、安全目標値及び実績値】

	安全指標	安全目標値	実績値
1	航空事故・重大インシデント発生件数	0件	0件
2	ヒューマンファクターによる不具合発生件数の削減	0件	0件
3	無事故継続のための安全策の抽出	53件以上	53件

2024年度における安全意識に関する目標とその実施状況、達成度及びその評価

全社員が日頃から安全意識を高め「安全目標値」を達成しました。更に次年度も安全確保できることを念頭に安全目標を設定します。

(10) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等

2024年度の成果を踏まえ、プロアクティブに安全策を講じ無事故運航を継続することを目標としています。

【2025年度の安全指標、安全目標値】

	安全指標	安全目標値
1	航空事故・重大インシデント発生件数	0件
2	ヒューマンファクターによる不具合発生件数の削減	0件
3	無事故継続のための安全策の抽出	54件以上